

取り組むべき方向性

2 一人ひとりの「暮らし」を支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

■方策③ 様々な困りごとを丸ごと受け止め支える仕組みづくり

I. 相談窓口や公的サービスの利用促進、連携とアウトリーチによる支援の推進

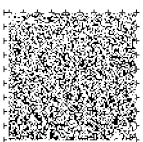
具体的な取り組みの内容	頁
1) 多様な相談窓口やサービスなどをわかりやすく市民や支援者に情報提供するとともに、担当分野を超えた相談であっても、適切な機関につなぐことのできる体制づくりを進めます。	P 62
2) サービスの評価や内容の開示を進めます。	P 64
3) 身近な生活の困りごとなどを地域で相談しあえる住民相談窓口の設置を進めます。	P 64
4) 相談することができない人や世帯へアウトリーチを行うための仕組みづくりを進めます。	P 64

II. 丸ごと相談や複合的な課題等を抱える人への包括的な相談支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 様々な福祉の相談を断らない丸ごと相談や複合的な課題等を抱える人や世帯への包括的な相談支援を推進します。	P 65
2) 包括的な相談支援を推進するためのネットワークの構築を進めます。	P 66

III. 生活困窮、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援

具体的な取り組みの内容	頁
1) 生活困窮者の自立に向けた各種支援を実施します。	P 68
2) 関係機関・他制度による支援との連携を進めます。	P 68
3) 生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めます。	P 68
4) 住宅の確保に配慮を要する人への民間賃貸住宅における住まいの確保や生活支援等の促進に向けた取り組みを進めます。	P 69
5) 自殺の危険がある人のサインに気づき、未然に防ぐ取り組みを推進します。	P69
6) 犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するため、関係機関の緊密な連携を進めます。	P70



★主体別の取り組み（方策③） 様々な困りごとを丸ごと受け止め支える
仕組みづくり

市民		
<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身と家族の自助や地域での助けあいに役立てるため、市や社協などから発信する相談窓口やサービス等の情報を把握するよう努める。 		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口やサービス等に関する情報共有や情報交換に努める。 ・日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口やサービス等につなぐなどの支援をする。 ・様々な課題を抱えた人や世帯を支援するために、多様な相談支援機関や団体等が連携して支援できるよう協力する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の業務や活動の中で心配な人がいたら、相談窓口やサービス等につなぐなどの協力をする。

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な相談窓口や公的サービス(制度)を必要に応じて設定し、その情報を分かりやすく提供する。 ・包括的な相談支援の体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズ(需要)を的確に把握し、市の施策に提案を行う。 ・既存の制度や枠組みでは解決できない問題に対し解決に取り組む。
<p>< 主な関連施策や事業等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援機関の運営 ・評価に関する各事業 ・地域支えあい事業 ・包括的な相談支援の推進 ・自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援事業、就労訓練事業 ・自殺対策事業の推進 ・民間賃貸住宅入居相談 <p>等</p>	<p>< 主な関連施策や事業等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援機関の運営 ・地域支えあい事業(実施の受託) ・包括的な相談支援の推進 ・自立相談支援・就労準備支援・家計改善支援事業(実施の受託) <p>等</p>

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和2年3月時点の内容です。



I. 相談窓口や公的サービスの利用促進、連携とアウトリーチによる支援の推進

具体的な取り組み

現状と課題（17頁）

1) 多様な相談窓口やサービスなどをわかりやすく市民や支援者に情報提供するとともに、担当分野を超えた相談であっても、適切な機関につなぐことのできる体制づくりを進めます。

市内には、区役所、保健センター、市・区社協の他、様々な相談窓口があります。これらの窓口を広く周知するとともに、サービス内容をわかりやすく、その人に適した方法で情報提供します。また、支援者へも情報提供を図ります。

以下の機関は、自らによる支援の必要性を検討するとともに、自らが支援を行うことが困難な課題を把握した場合、必要に応じて適切な機関につなぐよう努めます。

○いきいき支援センター（地域包括支援センター）（高齢者）

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の相談・支援をはじめ、高齢者に対する総合的な相談・支援、高齢者虐待や権利擁護の相談などを行っています。市内に45か所が設置されています。

○障害者基幹相談支援センター（障害者）

障害者とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口です。市内に16か所が設置されています。

○地域子育て支援拠点事業（子育て）

地域子育て支援拠点（子ども・子育て支援センター、地域子育て支援センター、児童館含む）では、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。市内に115か所が設置されています。

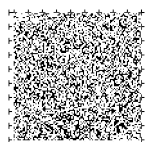
そのほか、一時預かりや相談支援など、より充実した支援を提供する子育て応援拠点を整備します。

○子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）

妊娠中や子育て中の親及び家族等が相談できる窓口として各区保健センターに子育て総合相談窓口を開設しています。市内に16か所が設置されています。

○エリア支援保育所

公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業などの職員研修をはじめとする事業の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート、地域の子育て家庭への支援のための企画・調整を行っています。市内に29か所が設置されています。



社会福祉法では、以下のように規定されています

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事業を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五條の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九條第一号に掲げる事業

名古屋市には、生活に関する様々な相談を受け付けている相談支援機関があり、ここでは、本計画に係る機関の一部を紹介します。

○高齢者いきいき相談室(高齢者)

高齢者からの相談を身近な場所で受け付け、いきいき支援センターと連携して内容に応じた支援を行います。市内に284か所が設置されています。

○子ども・若者総合相談センター(子ども・若者)

ニート、ひきこもりなど、様々な悩みを有する子ども・若者(概ね39歳まで)とそのご家族が相談することのできる窓口です。市内2か所に設置されています。

○なごや若者サポートステーション(若者)

職業的自立やニート状態からの脱却を目指す若者と家族のために相談や独自プログラム等の支援を行っています。市内1か所に設置されています。

○発達障害者支援センターりんくす名古屋(子ども・障害者)

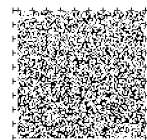
発達障害のある方やその家族、関係機関に対して、発達障害に関する相談支援等を行っています。また、必要に応じて、医療、保健、福祉、教育及び労働など関係機関と連携して支援をしています。市内1か所に設置されています。

○ひきこもり地域支援センター

ひきこもりのご本人やご家族からの相談等の支援を行います。市内に1か所が設置されています。

○仕事・暮らし自立サポートセンター(生活困窮者)

仕事のこと、家計のこと、家族のことなど生活のことで様々な悩みを抱える方が気軽に相談することができる窓口です。市内3か所に設置されています。



2) サービスの評価や内容の開示を進めます。

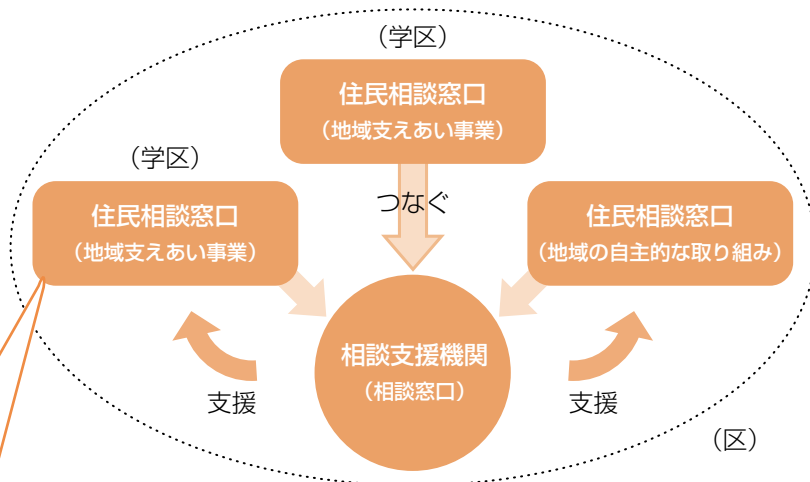
サービスを利用する者の適切な選択が可能となるよう介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業、介護事業所にかかる情報公表制度等のサービスの選択に資する情報を提供します。

障害福祉サービス等にかかる情報公表制度により個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資する情報を提供します。

3) 身近な生活の困りごとなどを地域で相談しあえる住民相談窓口の設置を進めます。

住民が主体的に地域課題に取り組む「地域支えあい事業」やサロンなど、地域の身近な場所で住民同士が生活上の困りごとを相談しあい、解決が図られるよう、そのための仕組みづくりを進めます。また、地域におけるその他の自主的な取り組みとの連携を図ります。

○専門機関である相談支援機関（相談窓口）と住民相談窓口が連携した相談体制



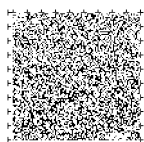
■地域の身近な相談場所

「地域支えあい事業」の実施地域では、コミュニティセンターなどの拠点に、ボランティアの住民が同じ地域の住民から相談を受けることのできる仕組みをつくっています。困りごとのある住民は、電話相談やコミュニティセンターなどに赴いて相談することができます。



4) 相談することができない人や世帯へアウトリーチを行うための仕組みづくりを進めます。

自身が抱えている問題を改善する意欲を失い、支援を受けることを拒む人（セルフネグレクト）は、必要なときに必要な支援を受けることができない可能性が高いため、支援の糸口をつなぐ訪問による支援（アウトリーチ）を行うための仕組みづくりを進めます。



Ⅱ. 丸ごと相談や複合的な課題等を抱える人への包括的な相談支援の推進

具体的な取り組み

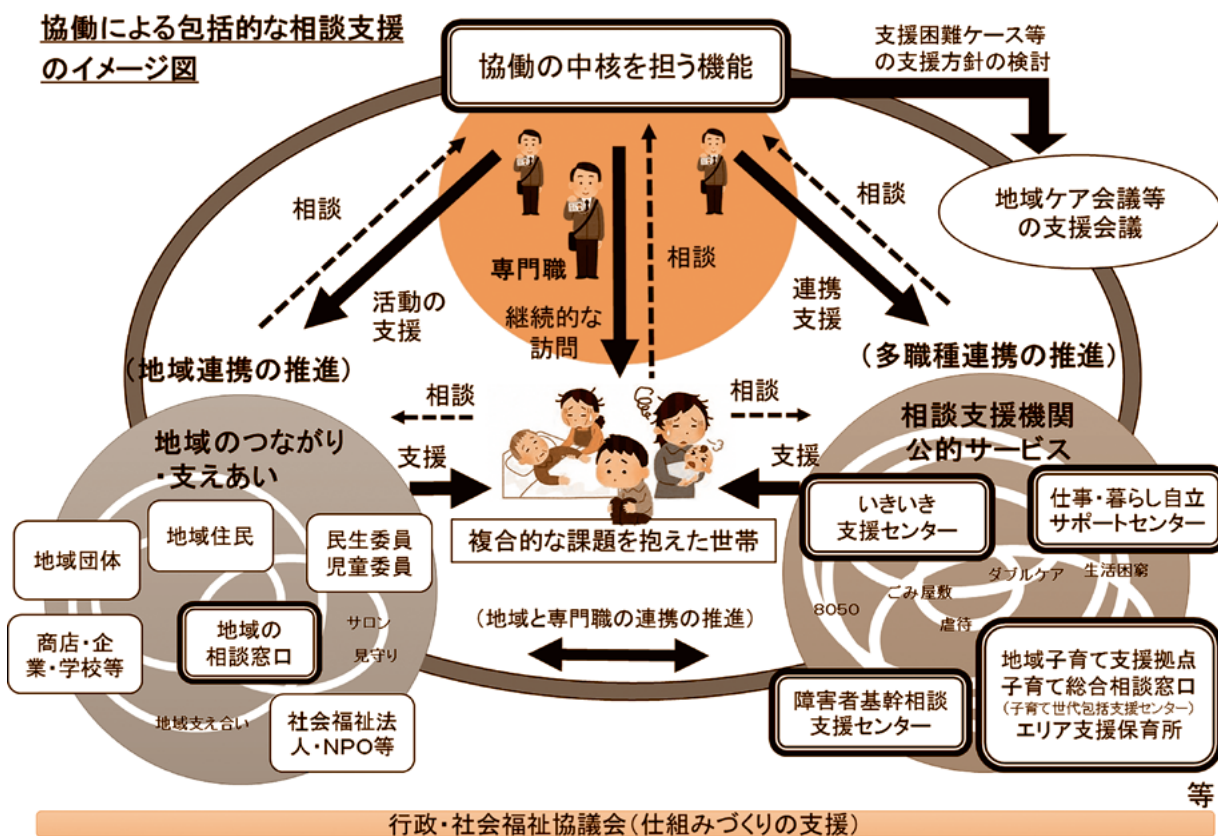
現状と課題（18, 28頁）

1) 様々な福祉の相談を断らない丸ごと相談や複合的な課題等を抱える人や世帯への包括的な相談支援を推進します。

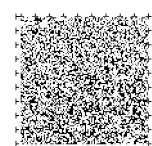
相談先が分からないような様々な福祉の相談を断らず、丸ごと受け止めるとともに、様々な分野の複合的な課題を抱えていたり、既存の制度の狭間にある人や世帯を支える包括的な相談支援を実施します。

この支援は、令和元年度から実施している調査の結果を踏まえ、身近な住民相談窓口や専門の相談支援機関等から支援が必要な人を把握するとともに、地域住民や相談支援機関等の協働の中核を担う機能として、専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置により、コーディネート業務や継続的に関わる伴走型の支援を提供する仕組みを構築することで、令和3年度からの実施を目指します。

また、地域住民による課題解決の取り組みを推進するとともに、相談支援機関等の相互の連携を強化するため、関係する職員のスキルアップに向けた啓発や研修等を実施します。



等



2) 包括的な相談支援を推進するためのネットワークの構築を進めます。

分野に関わらず相談支援機関等が集まり、顔の見える関係において、適切な支援と連携の方法を協議するための仕組みづくりを支援します。

必要な情報を適切に交換することができるよう会議の持ち方や様式等を検討するとともに、それぞれの相談支援機関等の機能や強みなどを確認し合うことにより、効率的な連携体制をつくります。

★事例 南区におけるチーム8050の取り組み

南区では、いわゆる8050問題（※）を抱えた世帯支援に特化した個別課題解決型の地域ケア会議として、障害者基幹相談支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター、社会福祉協議会、いきいき支援センター、保健センター、福祉課で、「チーム8050」を結成し、支援の検討を重ねています。

「チーム8050」が関わる世帯は、高齢の親と障害等のある子どもが一緒に暮らし、親の介護、子の障害や経済的問題など複合的な問題を抱えています。一方で、当事者の世帯では、問題を抱えている自覚が乏しく、複雑化し解決困難に陥ってしまうことも少なくありません。このような世帯にかかわる介護支援専門員等の支援者は、自分の支援対象だけでなく、世帯自体へ支援せざるを得なくなり、専門性を超えるような対応まで求められているのが現状です。

「チーム8050」では世帯が抱えている問題や課題を整理し、参加している機関それぞれができることを考え、支援方法を具体化して主としてかかわっている支援者をサポートする体制がつけられるように話し合いをしています。

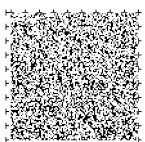
そして、検討した事例について定期的に振り返り、地域課題を抽出・整理し、南区としてどのような仕組みを作っていく必要があるかを考えています。



地域ケア会議（チーム8050）の様子

※8050（ハチマルゴーマル）問題とは

親と子どもの同居世帯で、親の介護と子の障害の課題を同時に抱えていたり、高齢の親のもと子の引きこもりが長期化しているなど、支援が必要な世帯で、80代の親と50代の子どもの同居世帯が象徴的であることから8050問題といわれる。

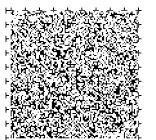


社会福祉法では、以下のように規定されています

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互の交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らの他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業



Ⅲ. 生活困窮、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援

具体的な取り組み

現状と課題（28頁）

○生活困窮

1) 生活困窮者の自立に向けた各種支援を実施します。

総合的な相談支援機関として「仕事・暮らし自立サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置し、生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」をはじめ、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」を一体的に実施します。また、福祉事務所等と連携しながら「一時生活支援事業」や「学習支援事業」を展開します。

さらに、直ちに一般就労が困難な人に対し「就労訓練事業」（いわゆる中間的就労）を行う民間事業所を確保し、厚生労働省令に定める基準への適合を図ったうえで市が認定を行います。

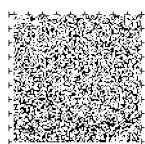
2) 関係機関・他制度による支援との連携を進めます。

生活困窮者は、複合的な課題をどこに相談してよいのか分からず行動に移せない場合や、地域社会から孤立し自ら支援を求めることができない場合も少なくありません。様々な関係機関（福祉、就労、税務、社会保険、住宅などの関係機関）と連携し、各機関が把握した「気になる方」をサポートセンターにつなぐとともに、関係機関間で相互に情報を共有し、連携して支援するための仕組みづくりを進めます。加えて、サポートセンターに来所することが困難な人や、関係機関からの情報提供や支援協力依頼があった人などに対するアウトリーチ（訪問支援）を積極的に実施し、生活困窮者が制度の狭間に陥ることなく必要な支援を受けられるよう取り組みを進めます。

3) 生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めます。

生活困窮者を早期に把握し適切な支援に繋ぐために、地域で活動する支え手の人たちを中心に、生活困窮者支援制度への理解を深めていただく取り組みを重ね、地域との連携を推進します。

また、社会参加機会の創出や居場所づくりなどを中心に、一人ひとりの多様なニーズ（需要）に対応できるようインフォーマルな支援や地域のネットワークとの連携・協働によるきめ細かい支援に努め、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。



○住まい

4) 住宅の確保に配慮を要する人への民間賃貸住宅における住まいの確保や生活支援等の促進に向けた取り組みを進めます。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅の情報提供を行うとともに、その登録促進を図ります。

また、住宅部局と福祉部局とが連携して、地域の各種相談窓口や居住支援法人などによる入居相談や生活支援、入居希望者・大家等への情報提供など居住支援活動のネットワークづくりに向け取り組みを進めます。

○自殺対策の取り組み

5) 自殺の危険がある人のサインに気づき、未然に防ぐ取り組みを推進します。

周りの人に気になる症状がある場合や複合的な問題を抱え自殺の危険がある場合等に、適切な医療や相談窓口につなげ、地域において見守る人を増やしていくために、ゲートキーパーの認知度向上に向けた普及啓発を推進するとともに研修機会の拡充を図ります。

また、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」という共通認識を持てるよう、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発や、多様な悩みに対応する各種相談機関の認知度向上のため、ウェブサイト「こころの絆創膏」を活用する等、広報・周知を推進していきます。

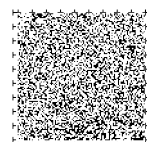
■ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「いのちの門番」とも言われています。問題を抱えて悩んでいる人は、何らかの悩みのサインを発していることが多いと言われています。そのため、家族や友人、地域住民など周りの人が身近な人の悩みのサインに気づき、適切な支援につないでいくことが重要です。

■こころの絆創膏

「こころの絆創膏」とは、本市の様々な自殺対策事業に名付けられているキーワードです。絆創膏の「絆」という字は「きずな」とも読みます。悩みが小さなうちに、人と人との絆で手当てしたいという想いが込められています。

また、ウェブサイト「こころの絆創膏」は、約190の相談窓口や自助グループの情報を掲載しているサイトです。うつ病に関する知識や精神科医療機関の情報なども掲載されており、悩みを抱えたときに解決のヒントとなる情報を検索することができます。



○犯罪をした人の社会復帰

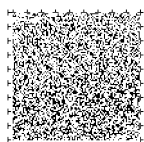
6) 犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するため、関係機関の緊密な連携を進めます。

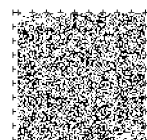
平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すための取り組みが求められています。

犯罪をした人が再び犯罪に手を染めることのないように、犯罪をした人を社会から孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れながら、必要な福祉などの支援を受けることができるよう、関係機関の緊密な連携を進めます。

なお、本計画は、生活困窮、住まい、犯罪をした人の社会復帰、自殺対策等の福祉に関係が深い分野について、高齢者・障害者・子育て世帯等の各福祉分野が共通して取り組むべき事項を定めています。

特に、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えているため、こうした状況を踏まえ、各福祉分野の個別計画や取り組み等に反映し、それぞれの分野と連携しながら推進します。





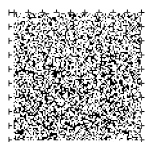
■方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり (権利擁護の推進)

I. 判断能力が不十分な人等への本人の意思を尊重した支援

具体的な取り組みの内容	頁
1) 日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。	P 74
2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう金銭管理や財産保全などを行います。	P 74
3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。	P 74
4) 本人の意思に基づいた本人らしい生活を送るための仕組みをつくります。	P 74
5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談支援を行います。	P 74

II. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援

具体的な取り組みの内容	頁
1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守る機運を高めます。	P 76
2) 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援などを行います。	P 76

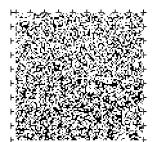


★主体別の取り組み（方策④） 地域で安心して暮らし続けるための支援の
仕組みづくり（権利擁護の推進）

市民		
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する正しい知識を身につけるとともに、ご自身が権利擁護に関する支援を必要とした場合に相談できるよう窓口の把握に努める。 ・認知症や障害などの当事者特性を理解するよう努める。 ・虐待を受けたと思われる高齢者、障害者、児童を発見した場合は、関係機関に通告（通報）しなければならない。 		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・ 企業・大学等
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する正しい知識を身につけるとともに、日常的な活動の中で権利擁護の支援を必要としている人がいれば、適切な相談窓口につなぐ。 ・認知症や障害などの当事者特性を理解し、啓発に努める。 ・虐待を受けたと思われる高齢者、障害者、児童を発見した場合は、関係機関に通告（通報）しなければならない。 		

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進や成年後見制度の利用促進のための広報啓発及び体制の整備を行う。 ・市民の後見活動への参加を促進するための普及啓発を行う。 ・後見人等のなり手を確保するための取り組みを行う。 ・消費者被害トラブルの相談支援を行う。 ・虐待を防止するための啓発を実施するとともに、虐待の予防、早期発見、相談支援などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進を図る。 ・市民後見人を養成・支援する。 ・法人後見の受任を進める
<p>< 主な関連施策や事業等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見あんしんセンター ・法人後見の推進 ・消費生活センター ・高齢者虐待相談センター ・障害者虐待相談センター ・児童相談所 ・児童家庭支援センター ・配偶者暴力相談支援センター 等 	<p>< 主な関連施策や事業等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者・認知症高齢者権利擁護事業 ・成年後見あんしんセンター（運営の受託） ・法人後見センター ・高齢者虐待相談センター（運営の受託） ・障害者虐待相談センター（運営の受託） 等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和2年3月時点の内容です。



I. 判断能力が不十分な人等への本人の意思を尊重した支援

具体的な取り組み

現状と課題（20頁）

1) 日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。

地域での日常的な見守りや身近な相談活動の中での気づきから、適切な権利擁護支援へとつなげることができるように、市民向けの権利擁護支援に関する必要な啓発に取り組むとともに、相談支援機関や関係機関が連携し、権利擁護を含めた総合的な支援に取り組めます。

2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう金銭管理や財産保全などを行います。

知的障害、精神障害、認知症などで判断能力の不十分な人が、地域で安心して生活を送れるよう日常的な金銭管理、財産保全、福祉サービスの利用援助などを行う障害者・認知症高齢者権利擁護事業の充実を図ります。

3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。

知的障害、精神障害、認知症などで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」を本人がメリットを実感できる制度として活用するため、本市成年後見制度利用促進計画のとおり、制度の広報・啓発、相談や申立ての支援、市民目線で後見活動を行う市民後見人の養成、支援、監督を行うほか、親族後見人や法人後見など成年後見人になる者の支援やなり手の確保を進め、本人にとって適切な成年後見人等が選任されるための仕組みづくりに取り組めます。

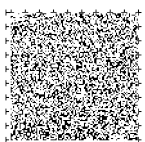
4) 本人の意思に基づいた本人らしい生活を送るための仕組みをつくりまします。

成年後見人等を含む支援者を対象とした意思決定支援に関する研修を行い、本人の意思を尊重した支援を行うスキルを高めるとともに、本人の意思形成・表明・実現を手助けする仕組みを検討します（任意後見の啓発など）。

5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談支援を行います。

判断能力が衰えがちな高齢者などを狙った悪質商法が増大する中、消費者被害のトラブルなどに関する予防の啓発や相談支援を行います。

また、高齢者や障害者を地域で見守り、消費者被害を防止する仕組み（消費者安全確保地域協議会）づくりを進めます。



★事例 本人の意思を尊重した市民後見人によるひとり暮らし認知症高齢者への支援

あるひとり暮らしの高齢者の方は、障害者・認知症高齢者権利擁護事業を利用していましたが、認知症の進行による判断能力のさらなる低下から、介護サービスの利用契約や入院時の手続きを心配し、市が申立人となり成年後見制度の利用につなげ、市民後見人が選任されました。

選任された市民後見人は、週1回本人に面会し、生活費を届けるとともに話し相手となり、ケアマネジャーやヘルパー、医師、大家、本人の友人等と連携し、見守りを中心とした後見業務を行いました。在宅での生活も限界かと何度も支援者たちは考えましたが、本人の「住み慣れた家で暮らし続けたい」との強い意思を尊重し、最期まで自宅での暮らしを支え続けました。病状の悪化で亡くなりましたが、葬儀には遠方のご親族とともに、近隣の町内会、ご友人が多数参列され、多くの方々に見送られることとなりました。

○障害者・高齢者権利擁護センター

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などで判断能力が不十分な方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理サービス、財産保全サービスなどの事業を行っています。

○成年後見あんしんセンター

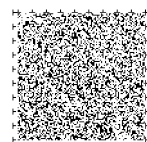
成年後見制度の利用を必要とする方を的確に制度につなげるため、成年後見制度に関する専門相談を受けています。また、ボランティアで後見活動を行う市民後見人の養成、支援、家督を行っています。

○法人後見センター

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な方が安心して地域で生活し続けられるように、社協が成年後見人等になることにより、成年被後見人等の身上保護、財産管理を行い、その権利を擁護します。

○消費生活センター

多様・複雑化する消費者問題に対応するため、消費生活の向上のための指導及び啓発、消費生活に係る情報及び資料の収集・提供、消費生活の相談及び苦情処理、相談及び苦情に係る事業者の指導、消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導の5つの機能を有する総合的な消費者行政の拠点として、各種の事業を推進しています。



Ⅱ. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援

具体的な取り組み

現状と課題（20頁）

1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守る機運を高めます。

日頃の地域での交流や助けあいが養護者（保護者）の安心や負担の軽減につながるがあります。虐待を家庭だけの問題とはせず、地域全体の問題として捉え、一人ひとりを地域で見守る機運を高める啓発等に取り組みます。

★事例 オレンジリボンキャンペーンの取り組み

平成25年4月に施行された「名古屋市児童を虐待から守る条例」では、毎年5月と11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、様々な取り組みを実施しています。



2) 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援などを行います。

高齢者虐待相談センター、障害者虐待相談センター、児童相談所、児童家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、各区役所及びいきいき支援センター等において、相談支援体制を設けています。地域住民等から相談を受け付けるとともに、地域と連携しながら、予防、早期発見、相談支援などを行います。

○高齢者虐待相談センター

高齢者虐待の防止及び早期対応を図るため、高齢者本人やその家族、保健福祉関係者等からの高齢者虐待に関する相談を受けています。

○障害者虐待相談センター

障害者虐待の防止及び早期対応を図るため、障害者本人やその家族、保健福祉関係者等からの障害者虐待に関する相談を受けています。

○児童相談所

18歳未満の子どもについてのあらゆる相談を家庭その他から受け、子どものニーズや置かれた環境に応じて必要な支援を行っています。

○児童家庭支援センター

児童・家庭・地域住民からの相談に応じ、保護を要する児童またはその保護者に対する支援を行い、児童相談所や児童福祉施設・関係機関等との調整を行います。

○配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害者から相談を受け、関係機関と連携し支援を行っています。

